

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年 2月23日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第9号

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>(工事費の納付) 第9条 (略) 2 企業長は、<u>前項の規定による納付</u>を確認後、工事の契約に係る<u>手続</u>に着手するものとする。ただし、前項ただし書に規定する、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 3 (略)</p> <p>(給水施設の管理及び費用の負担) 第10条 (略) 2 企業長は、必要があると認めるときは、<u>前項の規定による請求</u>がなくても修繕その他必要な処置をすることができる。 3 (略)</p> <p>(費用の算出方法) 第12条 第8条及び前2条の費用の額は、<u>次に掲げる費用の額の合計額に100分の108を乗じて得た額</u>（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。 (1)―(5) (略) 2・3 (略)</p> <p>(水質及び水圧) 第19条 工業用水道により給水する工業用水の水質は、<u>次の表に掲げる基準</u>によるものとする。 <table border="1" data-bbox="199 1765 802 1798"><tr><td>(略)</td></tr></table> 2 (略)</p> <p>(料金) 第20条 (略) (1) 基本料金 基本使用水量にその月の日数を乗じて得た水量に対し、1立方メートルにつき<u>32円40銭</u>の割合で計算</p>	(略)	<p>(工事費の納付) 第9条 (略) 2 企業長は、<u>前項の納付</u>を確認後、工事の契約に係る<u>手続</u>に着手するものとする。ただし、前項ただし書に規定する、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 3 (略)</p> <p>(給水施設の管理及び費用の負担) 第10条 (略) 2 企業長は、必要があると認めるときは、<u>前項の請求</u>がなくても修繕その他必要な処置をすることができる。 3 (略)</p> <p>(費用の算出方法) 第12条 第8条及び前2条の費用の額は、<u>次の各号に掲げる費用の額の合計額に100分の108を乗じて得た額</u>（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。 (1)―(5) (略) 2・3 (略)</p> <p>(水質及び水圧) 第19条 工業用水道により給水する工業用水の水質は、<u>次に掲げる基準</u>によるものとする。 <table border="1" data-bbox="850 1765 1453 1798"><tr><td>(略)</td></tr></table> 2 (略)</p> <p>(料金) 第20条 (略) (1) 基本料金 基本使用水量にその月の日数を乗じて得た水量に対し、1立方メートルにつき<u>39円10銭</u>の割合で計算</p>	(略)
(略)			
(略)			

<p>した額</p> <p>(2) 超過料金 使用流量が基本使用流量（単位時間当たりの基本使用水量をいう。以下同じ。）を超えて使用した時間（以下「超過使用時間」という。）に係る使用水量から基本使用流量に当該超過使用時間を乗じて得た水量を減じて得た水量（以下「超過使用水量」という。）の1月分に対し、1立方メートルにつき<u>85円60銭</u>の割合で計算した額</p> <p>(3) 使用料金 その月の使用水量から超過使用水量の1月分を減じて得た水量に対し、1立方メートルにつき<u>10円40銭</u>の割合で計算した額</p> <p>（保証金）</p> <p>第26条 使用者は、給水開始前において企業長が定める期限までに基本使用水量の60日分に対し、1立方メートルにつき<u>42円80銭</u>の割合で計算した額の保証金を納付しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（給水施設の切断）</p> <p>第29条 （略）</p> <p>2 <u>前項の規定による切断に要した費用は、</u>使用者の負担とする。</p>	<p>した額</p> <p>(2) 超過料金 使用流量が基本使用流量（単位時間当たりの基本使用水量をいう。以下同じ。）を超えて使用した時間（以下「超過使用時間」という。）に係る使用水量から基本使用流量に当該超過使用時間を乗じて得た水量を減じて得た水量（以下「超過使用水量」という。）の1月分に対し、1立方メートルにつき<u>89円40銭</u>の割合で計算した額</p> <p>(3) 使用料金 その月の使用水量から超過使用水量の1月分を減じて得た水量に対し、1立方メートルにつき<u>5円60銭</u>の割合で計算した額</p> <p>（保証金）</p> <p>第26条 使用者は、給水開始前において企業長が定める期限までに基本使用水量の60日分に対し、1立方メートルにつき<u>44円70銭</u>の割合で計算した額の保証金を納付しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（給水施設の切断）</p> <p>第29条 （略）</p> <p>2 <u>前項の切断に要した費用は、</u>使用者の負担とする。</p>
---	---

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例第20条の規定は、この条例の施行の日以後の工業用水の供給に係る料金について適用し、同日前の工業用水の供給に係る料金については、なお従前の例による。